

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和3年度以降の申請）助成金交付要綱

新旧対照表

新	旧
<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門） （令和3年度以降の申請）助成金交付要綱</p> <p>（制定）令和3年5月18日付3都環公地温第389号 <u>（改正）令和4年3月23日付3都環公地温第2949号</u></p> <p>第1条から第4条まで（現行のとおり）</p> <p>（助成対象設備）</p> <p>第5条 助成対象設備は、実施要綱第4 1（4）に規定する業務・産業用燃料電池であって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 燃料電池ユニットに、固体酸化物形燃料電池を活用したものであること。</p> <p>二 定格運転時における平均の総合効率が、低位発熱量基準を適用する場合にあっては60<u>パーセント</u>以上、高位発熱量基準を適用する場合にあっては54<u>パーセント</u>相当以上であること。ただし、発電した電力のみを利用する場合にあっては、定格運転時における平均の発電効率が、低位発熱量基準を適</p>	<p>水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門） （令和3年度以降の申請）助成金交付要綱</p> <p>（制定）令和3年5月18日付3都環公地温第389号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（助成対象設備）</p> <p>第5条 助成対象設備は、実施要綱第4 1（4）に規定する業務・産業用燃料電池であって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 燃料電池ユニットに、固体酸化物形燃料電池を活用したものであること。</p> <p>二 <u>1台当たりの定格発電出力が1.5kWを超えるものであること。</u></p> <p>三 定格運転時における平均の総合効率が、低位発熱量基準を適用する場合にあっては60%以上、高位発熱量基準を適用する場合にあっては54%相当以上であること。ただし、発電した電力のみを利用する場合にあっては、定格運転時における平均の発電効率が、低位発熱量基準を適用するときは6</p>

用するときは60パーセント以上、高位発熱量基準を適用するときにあつては54パーセント相当以上であること。

- 三 自立分散型電源であること。
- 四 未使用品であること。
- 五 新規設置又は更新設置であること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 1 (3)に規定する経費であつて、別表第1に掲げたものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- 一 (現行のとおり)
- 二 第9条第3項の規定による交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費
- 三 (現行のとおり)
- 四 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

第7条 (現行のとおり)

0%以上、高位発熱量基準を適用するときにあつては54%相当以上であること。

- 四 自立分散型電源であること。
- 五 未使用品であること。
- 六 新規設置又は更新設置であること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 1 (3)に規定する経費であつて、別表第1に掲げたものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- 一 (略)
- 二 第9条第3項の規定による交付決定の通知の日前に契約を締結したものの経費
- 三 (略)
- 四 (略)

3 (略)

第7条 (略)

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、公社が別に定める期間中（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては公社が認める期間中）に助成金交付申請書（第1号様式）、助成対象事業実施計画書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 (現行のとおり)

3 前2項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

4 (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 (現行のとおり)

3 公社は、第1項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）によ

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては公社が認める期間中）に助成金交付申請書（第1号様式）、助成対象事業実施計画書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 (略)

3 第1項及び第2項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

4 (略)

5 (略)

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 (略)

3 公社は、第1項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）によ

り、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により助成対象事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。

一 第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度の間、当該各年度の翌年度の5月末日までに、普及啓発活動実施報告書（第6号様式）を公社に提出すること。

二 業務・産業用燃料電池の総合効率を把握するため、必要な計測機器を設置するとともに、第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度の間、当該各年度の翌年度の5月末日までに、総合効率の実績に関する報告書（第7号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出すること。

三 （現行のとおり）

四 第8条第2項の規定により共同で申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。

り、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。

一 第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度の間、各年度の普及啓発活動の実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、普及啓発活動実施報告書（第6号様式）を公社に提出すること。

二 業務・産業用燃料電池の総合効率を把握するため、必要な計測機器を設置するとともに、第21条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度の間、各年度の総合効率の実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、総合効率の実績に関する報告書（第7号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出すること。

三 （略）

四 第8条第2項の規定により共同申請を行った助成事業者は、次の要件を満たすこと。

<p>ア (現行のとおり) イ (現行のとおり) ウ (現行のとおり)</p> <p>五から六まで (現行のとおり)</p> <p>七 第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日までの間、業務・産業用燃料電池について第5条第1号から第3号までに定める要件を満たすこと。 <u>ただし、第5条第2号の要件を満たす期間は、実績報告書の提出日の属する年度の翌年度から起算して1箇年度目の末日までの間に限り、2箇年度目以降においては、同号の要件を満たすよう努めることとする。</u></p> <p>八から十二まで (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第11条から第30条まで (現行のとおり)</p> <p>(調査等)</p> <p>第31条 会社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があ</p>	<p>ア (略) イ (略) ウ (略)</p> <p>五から六まで (略)</p> <p>七 第21条第1項の規定により実績報告書を提出した日<u>から当該提出日</u>の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の末日までの間、業務・産業用燃料電池について第5条に定める要件を満たすこと。</p> <p>八から十二まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条から第30条まで (略)</p> <p>(調査等)</p> <p>第31条 会社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があ</p>
--	---

ると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

3 (現行のとおり)

第32条から第35条まで(現行のとおり)

附 則(令和3年5月18日付3都環公地温第389号)
この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則(令和4年3月23日付3都環公地温第2949号)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 (略)

第32条から第35条まで(略)

附 則(令和3年5月18日付3都環公地温第389号)
この要綱は、令和3年6月10日から施行する。